第四十一条中「第三十六条から第三十七条まで」を「第四十一条から第四十三条まで」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十条第一号中「第十三条の五第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二号中「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「第三十条」に改め、同条第四号中「第三十条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十九条中「第三十六条から第三十七条まで」を「第四十一条から第四十三条まで」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十八条中「第三十六条」を「第四十一条」に、「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十七条第一号中「第十三条の三第一項、第十三条の四又は第二十四条第一項」を「第十四条第一項、第十五条又は第二十七条第一項」に改め、同条第二号中「第十三条の三第二項」を「第十四条第二項」に、「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同条第三号中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第四号中「第二十三条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十六条の二中「第十三条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十六条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第五条から第七条までの規定に違反した」に改め、同条各号を削り、同条を第四十一条とする。

第五章中第三十五条の二を第四十条とする。

第三十五条中「第二項、第七項及び第八項並びに第三十条」を「第六項及び第七項並びに第三十三条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十四条を第三十八条とし、第三十三条を第三十七条とし、第三十二条の二を第三十六条とし、第三十二条を第三十五条とする。

第三十一条第二号中「第二十四条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十三条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、第四章中同条を第三十四条とする。

第三章中第三十条を第三十三条とし、第二十九条を第三十二条とする。

第二章第四節中第二十八条を第三十一条とし、第二十七条を第三十条とする。

第二章第四節を同章第五節とする。

第二十六条中「第二十二条」を「第二十五条」に改め、第二章第三節中同条を第二十九条とする。

第二十五条中「漁業法第八条第三項に規定する」を削り、同条ただし書中「同法第六十五条第一項」を「漁業法第百十九条第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「さく河魚類」を「溯河魚類」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項ただし書中「但し、第二十二条第二項」を「ただし、第二十五条第二項」に改め、同条第六項中「訴」を「訴え」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第二項中「さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき」を「溯河魚類の通路若しくは当該通路に代わるべき」に、「、もし」を「を命じ、又は」に、「さく河魚類又は」を「溯河魚類若しくは」に、「又は方法」を「若しくは方法」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条第一項中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「さく上」を「溯上」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「（溯河魚類の通路の保護）」を付する。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。

第二章第三節の節名中「さく河魚類」を「溯河魚類」に改める。

第二章第三節を同章第四節とする。

第十九条を削る。

第十八条第一項中「（港湾区域の定義）」、「（港湾区域の定めのない港湾）」、「（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）」及び「（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の定義）」を削り、同条第三項中「（河川使用の許可等）」及び「（指定土地における一定行為の禁止、制限）」を削り、同条第四項中「（採取計画の認可）」及び「（変更の認可）」を削り、同条第五項中「（港湾管理者の定義）」、「（港湾区域内の工事の許可）」、「（港湾区域内の国等の工事についての特例）」、「（港湾区域の定めのない港湾への準用）」、「（公有水面埋立法との関係）」、「（特定離島港湾施設の存する港湾における国等の工事についての特例）」、「（促進区域内海域の占用等に係る許可）」及び「（促進区域内海域の国等の工事についての特例）」を削り、第二章第二節中同条を第二十二条とする。

第十七条第一項中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第四項中「第十五条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同条第五項中「第十五条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条を第二十条とし、第十五条の二を第十九条とする。

第十五条第三項中「第八十四条第一項」を「第六十条第五項第二号」に改め、「同法第八条第三項に規定する」を削り、「内水面漁場管理委員会」の下に「（同法第百七十一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会）」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とする。

第二章第二節を同章第三節とする。

第二章第一節の二中第十三条の二を第十三条とする。

第二章第一節の二中第十三条の五を第十六条とする。

第十三条の四中「第十三条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条の三を第十四条とする。

第二章第一節の二を同章第二節とする。

（内水面漁業の振興に関する法律の一部改正）

第五条　内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第百二十九条第一項」を「第百七十条第一項」に改める。

第三十条を次のように改める。

（漁業法の準用）

第三十条　指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章第一節（第三十六条から第三十九条まで、第四十三条、第四十五条第一号、第五十条及び第五十二条を除く。）並びに第百七十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項、第三項前段及び第四項から第十項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「大臣許可漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第四十二条第一項中「船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量（以下単に「総量」という。）及び養殖場の総面積」と、同条第五項中「船舶の数が」とあるのは「水産動植物の量の合計が」と、「船舶の数を」とあるのは「総量を」と、「場合においては」とあるのは「場合において、その申請のうちに現に指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは」と、「申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする」とあるのは「その申請に対して、当該許可において定められた水産動植物の量について、他の申請に優先して許可をしなければならない」と、同法第四十四条第一項及び第二項、第四十六条第二項並びに第五十五条第一項中「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。